

# 上尾市こども計画(案)概要版

令和7年度～令和11年度

## 計画策定の趣旨

全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会が求められており、こども・子育て支援をはじめ少子化対策やこどもの貧困対策、こども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「上尾市こども計画」を策定します。

## 基本理念

### こども・若者とその家族が自分らしく輝けるまちづくり

全てのこども・若者・妊産婦・子育て当事者が誰一人取り残されることなく、地域社会全体でこどもと若者を支援し、未来に希望をもって健やかに育つことができる上尾市を目指します。

## 基本目標

本計画はこども大綱を踏まえ、4つの基本目標を設定し、こどもや若者、妊産婦、子育て当事者のライフステージの段階に応じた支援とライフステージを通じた切れ目のない支援に努めます。

ライフステージ別のこども・子育て支援

ライフステージを通じたこども・子育て支援

#### 基本目標1

妊娠前から幼児期における支援体制の充実

#### 基本目標2

学童期・思春期・青年期における支援体制の充実

#### 基本目標3

こども・子育てを応援する環境づくり

#### 基本目標4

様々な支援が必要なこども等の支援体制の充実

## 事業の展開

### 基本目標1 妊娠前から幼児期における支援体制の充実

こどもの幸せを第一に考えて、子育てをしている全ての人々が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

また、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、こどもが健やかに過ごせることはもちろん、安心してこどもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

#### 1.親と子の健康づくりに向けた支援

- (1)妊活からの切れ目のない支援
- (2)乳幼児の健康づくり・相談等の充実
- (3)訪問指導・育児教室等の充実

#### 2.教育・保育事業の推進

- (1)就学前の教育・保育の充実
- (2)多様な保育サービスの充実
- (3)インクルーシブ教育の推進

#### 3.地域における子育て支援の充実

- (1)子育て相談・情報提供の充実
- (2)地域における子育て支援体制の充実

## 基本目標2 学童期・思春期・青年期における支援体制の充実

子ども・若者が、家庭や学校に限らず安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、子どもの可能性を広げる様々な学びや多様な体験活動の充実、子どもを安心して預けられる放課後児童クラブ(学童保育所)の環境整備など、青少年の健全育成に資する取組を進めます。

また、全ての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

### 1. 子どもの心身の健康づくり

- (1)運動・スポーツの機会の拡充
- (2)小・中学校での食育の推進
- (3)学校保健の推進
- (4)道徳や情報モラル教育の推進

### 2. 子どもの学び

- (1)学校教育における学力の保障
- (2)個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3)インクルーシブ教育の推進
- (4)成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進
- (5)高校中退の予防、高校中退後の支援
- (6)教職員が力を発揮できる環境の整備
- (7)体罰や不適切な指導の防止

### 3. 子どもの居場所・体験機会の提供

- (1)放課後児童対策の充実
- (2)子どもの居場所・遊び場の充実
- (3)多様な体験活動の場の提供

### 4. 学校・家庭・地域の連携の推進

- (1)地域ぐるみでの家庭教育の推進
- (2)各種子ども相談事業の充実
- (3)いじめ・不登校・非行の未然防止
- (4)開かれた学校づくり・学校安全の推進

### 5. 青年期の支援

- (1)高等教育の修学支援
- (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (3)結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援
- (4)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実

## 基本目標3 子ども・子育てを応援する環境づくり

子育てと仕事を両立しやすくするため、子育て当事者などへの意識啓発を図るとともに、働き方改革の推進など、企業への働きかけを行い、地域や社会全体で子どもを育てやすい環境や仕組みづくり、子育て家庭の負担軽減に取り組みます。

また、子どもの権利の保障や利益を実現するため、子どもの意見を尊重する取組を進めていきます。

### 1. 仕事と子育ての調和の推進

- (1)多様な働き方の見直しに係る啓発
- (2)男女共同参画の意識づくり
- (3)子育てを応援する企業の啓発
- (4)就労支援と再就職のための支援

### 2. 子育てしやすい環境の整備

- (1)経済的支援の充実
- (2)安全な地域環境の整備
- (3)子どもの安全・防犯対策の推進
- (4)住環境の整備とユニバーサルデザインの推進
- (5)切れ目のない保健・医療の提供

### 3. 社会全体での後押し

- (1)子ども・若者が権利の主体であることの共有等
- (2)子ども・若者が活躍できる機会づくり

## 基本目標4 様々な支援が必要な子ども等の支援体制の充実

障害、疾病、虐待、生活困窮、外国人市民、その他の事情により支援を必要とする子どもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、子どもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

### 1. 障害のある子ども及び家庭への支援の充実

- (1)障害のある子どもの療育・保育の充実
- (2)障害のある子どもの地域生活への支援
- (3)障害のある子どもを養育する家庭への支援

### 2. 自立が必要な家庭等への支援

- (1)子ども・若者への支援
- (2)子育て当事者への支援
- (3)市民への啓発

### 3. 生きづらさを抱える子ども等の支援

- (1)児童虐待防止の推進
- (2)ヤングケアラーへの支援
- (3)子ども・若者の自殺対策
- (4)社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援
- (5)DV・女性相談の充実

### 4. 外国人市民の家庭や外国につながる子どもへの支援

### 5. 地域連携支援

- (1)上尾市子ども支援ネットワークの連携強化
- (2)上尾市子ども・若者支援地域協議会の連携強化

# 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業の計画を策定するにあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

## 【教育・保育事業及び地域型保育事業】

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の幼稚園、保育所等の保育施設の利用状況に利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

### ■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

### ■提供量の見込み及び確保方策

認定区分	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1号認定(3歳～5歳)(教育希望)	人	2,279	5,152	2,149	5,151
2号認定(3歳～5歳)(保育必要)	人	2,216	2,574	2,159	2,574
3号認定(0歳)(保育必要)	人	309	425	322	425
3号認定(1歳)(保育必要)	人	749	890	798	909
3号認定(2歳)(保育必要)	人	872	985	875	1,018

## 【地域子ども・子育て支援事業】

各地域子ども・子育て支援事業ごとに、利用実績や対象となる年齢の推計人口等をもとに、令和7年度から令和11年度までの量の見込みを設定します。

事業名	単位	令和7年度		令和11年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
1.利用者支援事業 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行います。	基本型 (地域子育て相談機関)	11	11	11	11
	特定型	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業	回	4,281	4,281	4,080
2.地域子育て支援拠点事業 乳幼児とその保護者を対象に、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を実施し、親子の居場所確保や子育ての支援を行います。	人回 ※確保方策は実施か所	37,001	14か所	41,807	14か所
3.妊婦健康診査 妊娠中の母体や胎児の健康管理のため、妊婦健康診査を実施し、その費用の一部を助成するため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。	人	1,427	市内外の産科医療機関、助産院にて実施	1,360	市内外の産科医療機関、助産院にて実施
4.乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの発育、健康状態等の確認をしながら、子育ての相談に応じるほか、支援が必要な家庭には適切なサービス提供につなげます。	人	1,444	こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施	1,376	こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施
5.産後ケア事業 出産後1年以内の母親と子を対象に、産科医療機関や助産院又は対象者の居宅において、母親の身体的な休息や心理的支援、授乳指導・育児相談を行います。	人日	520	520	851	851

6.養育支援訪問事業 産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭などに保健師等が訪問し、養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。		人	12	保健師等による訪問を実施	12	保健師等による訪問を実施
7.子育て短期支援事業 保護者が身体上・精神上・仕事などの理由によりこどもの養育ができない場合等に、児童養護施設などの施設において養育を行います。	ショートステイ	人日	25	25	25	25
	トワイライトステイ		8	8	8	8
8.ファミリー・サポート・センター事業 こどもの預かりや送迎等、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、事務局が調整を行うことで地域の子育て援助活動をサポートします。		人日	2,585	2,585	3,027	3,027
9.一時預かり事業 家庭で一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を対象に主として昼間において、幼稚園、保育所(園)等で一時的な預かりを行います。	幼稚園型	人日	32,065	49,936	39,338	49,936
	幼稚園型以外		7,593	13,960	7,960	13,960
10.延長保育事業（時間外保育事業） 保育所(園)を利用している児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して児童の預かりを行います。		人	1,970	1,970	1,974	1,974
11.病児・病後児保育事業 こどもが病気又は病回復期のため、集団保育等が困難な時期に一時的に預かり、病院や保育所等に付設された保育室において看護師・保育士等が、看護・保育を行います。		人日	1,170	1,170	1,198	1,198
12.放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 共働き世帯など、日中保護者が家にいない世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、こどもの健全育成を図ります。		人	2,402	2,586	2,705	2,906
13.子育て世帯訪問支援事業 不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するほか、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。		人日	397	397	387	387
14.児童育成支援拠点事業 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。		人	16	今後整備に向けて検討	15	今後整備に向けて検討
15.親子関係形成支援事業 児童との関わり方や子育てに悩みなどを抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。		人	17	17	16	16
16.こども誰でも通園制度(仮称) 月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	0歳児	人日	0	0	36	36
	1歳児		0	0	46	46
	2歳児		0	0	43	43

## こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 「こどもまんなか」の実現に向けたデータ等を活用した施策の推進
- 3 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 4 協働による計画の推進
- 5 計画の進行管理

### 上尾市こども計画【概要版】

上尾市 子ども未来部 子ども支援課  
住所：上尾市本町三丁目1番1号 TEL：048-783-4962